

## 中小企業等 I o T 導入促進補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、I o T 等導入の促進を図るため、県内中小企業者等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、中小企業等 I o T 導入促進補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を持っている個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、県内に本社又は本社機能（本部又は本部機能）を有し、かつ、県内に生産又はサービスの主要な拠点を有するものをいう。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める団体

### (補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象

経費」という。) 、補助率並びに補助限度額は、別表のとおりとする。

#### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### (補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更(補助対象経費の総額の20%を超えない減額及び配分の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (2) 補助事業者は、補助事業の内容の変更(補助金の交付の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (5) 補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を岐阜県に納入させることがあること。
- 2 補助事業者が前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業経費の配分変更承認申請書(別記第2号様式)
  - (2) 補助事業の内容変更承認申請書(別記第3号様式)
  - (3) 補助事業の中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

#### (申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の申請の取下げができる期間は、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

#### (状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があつ

た場合は、速やかに別記第5号様式による事業遂行報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認められる場合は、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした補助事業者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(実績報告後の消費税等の取扱い)

第12条 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、別記第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

(事業実施状況等報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後2年間、当該補助事業の過去1年間の状況等について、当該年度の翌年度の6月30日までに、別記第9号様式により知事に報告しなければならない。

(成果の発表)

第14条 知事は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者

に発表させることができるものとする。

(財産の処分制限)

第15条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 補助事業者が、規則第21条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることがある。

(書類、帳簿等の保存期間)

第16条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数等)

第17条 この要綱により提出すべき書類は、1通とする。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費		補助率	補助限度額 (1事業当たり)	
	項目	内訳			
I o T等導入計画 策定事業	コンサルティング委託経費	本事業遂行のためにコンサルティング会社等と締結する、カイゼンを含むI o T等導入に係るコンサルティング委託契約に要する委託料	補助対象経費 の1/2以内	上限1,000千円	
	専門家依頼経費	本事業遂行のために専門家に支払われる経費（謝金及び旅費等）			
I o T等設備投資 事業	機械装置費	機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、改良、据付け及び修繕に要する経費			上限10,000千円
	システム開発委託費	補助事業の実施に必要なシステムの開発及び設計に係る委託費又は外注費			
	専門家依頼経費	本事業遂行のために専門家に支払われる経費（謝金及び旅費等）			
	クラウド利用費	クラウドコンピューティングの利用に要する経費（購入やリース等の設備投資は対象外）			

(注) 1 「I o T等」とは、本事業において導入計画策定又は設備投資を行うことで、単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④データ分析（アナライズ）のいずれか又は複数を行うことを指す。

事業計画書内に上記の要件を盛り込んで生産性向上、低コスト化、製品・サービスの高付加価値化又は新製品・新サービス創出につなげるための計画であることを記載すること。

2 「IoT等設備投資事業」については、県内に本社を有するソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する企業等と協同した事業とすること。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は行わないこと。

5 以下の経費は対象外とする。

(1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの

(2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費

(3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる付帯経費を除く。）

(4) 商品券等の金券、収入印紙及び振込等手数料（代引手数料を含む。）

(5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費

(6) 飲食、<sup>しゃし</sup>奢侈、娯楽、接待等の費用

(7) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費

(8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

(9) 公租公課（消費税及び地方消費税等）

(10) 各種保険料、借入金などの支払利息及び遅延損害金

(11) 補助金事業計画書等の書類作成及び送付に係る費用

(12) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など）の購入費

(13) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費

(14) 設置場所の整備工事又は基礎工事

(15) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費